

(3) 不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
岸和田子ども 家庭センター	<p>特別休暇（服喪休暇）の取得にあたり、遠隔の地に赴く必要がある場合には実際に要した往復日数を加算することができるが、下記について、往復に要する日数を加算すべき事情がないにもかかわらず、加算して申請・承認し、条例及び規則で定める日数を超えていた。</p> <table border="1" data-bbox="560 621 1519 947"><tr><td data-bbox="560 621 777 726">続柄</td><td data-bbox="777 621 1519 726">配偶者の祖父母（休暇日数：1日）</td></tr><tr><td data-bbox="560 726 777 837">葬儀の場所</td><td data-bbox="777 726 1519 837">北海道札幌市</td></tr><tr><td data-bbox="560 837 777 947">休暇承認日</td><td data-bbox="777 837 1519 947">平成28年12月21日から同月22日までの2日間</td></tr></table>	続柄	配偶者の祖父母（休暇日数：1日）	葬儀の場所	北海道札幌市	休暇承認日	平成28年12月21日から同月22日までの2日間	特別休暇について理解を深め、承認処理を行う際は、必ず関係規則等を確認し、適正な事務処理を行われたい。	誤って承認した特別休暇（服喪休暇）については、取り消し、年次休暇として処理を行った。 今後、特別休暇の承認処理を行う際は、関係規則等を確認し、適正な事務処理に努める。
続柄	配偶者の祖父母（休暇日数：1日）								
葬儀の場所	北海道札幌市								
休暇承認日	平成28年12月21日から同月22日までの2日間								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年12月11日）